

	索引	取引内容の説明		索引	取引内容の説明	委託先・購入先
「再資源化預託金特別会計への入金」	リサイクル料金等の収受 (リサイクル料金 情報管理料金 資金管理料金)	-1(新車購入時) ・自動車製造業者・輸入業者に委託し、自動車販売店等を通じてリサイクル料金等を収受。	「資金管理料金特別会計からの支出」	資金管理料金特別会計(資金管理法の運営に関する収支についての会計)からの支出	-1(登録情報等取得費) ・自動車製造業者、輸入業者及び指定再資源化機関が設定するリサイクル料金情報を個別の登録・車両番号、車台番号と関連付けて資金管理法で管理するために必要な自動車登録情報等を国土交通省((財)自動車検査登録協会経由)、軽自動車検査協会((社)全国軽自動車協会連合会経由)から提供を受けるための費用。	国土交通省((財)自動車検査登録協会経由)、軽自動車検査協会((社)全国軽自動車協会連合会経由)
		-2(継続検査時等、引取時) ・整備事業者、引取業者に預託関連業務を委託。リサイクル料金等は、コンビニエンスストア、預託関連業務を委託した整備事業者等の郵便局口座からの口座振替、収納代行機関(JCB)の銀行口座振替サービスを通じて収受。 ・運輸支局等近傍の団体に料金収納業務を委託。リサイクル料金等は、運輸支局等近傍の団体の口座から収納代行機関(JCB)の銀行口座振替サービスを通じて収受。		-2(委託手数料(預託関連業務)) ・自動車販売業者等(自動車製造業者・輸入業者経由)、預託関連業務を委託した整備事業者、引取業者、運輸支局等近傍の団体へのリサイクル料金等の預託関連業務に対する委託手数料。	自動車販売業者等(自動車製造業者・輸入業者経由)、整備事業者、引取業者、運輸支局等近傍の団体	
	リサイクル料金、情報管理料金の入金・管理	・資金管理法に入金したリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバック類料金、フロン類料金)及び情報管理料金を「再資源化預託金等特別会計」で管理。		-3(リサイクル料金等収納手数料) ・リサイクル料金等を資金管理法が収受する手段としてのコンビニエンスストアでの料金収納サービス、郵便局口座振替、JCBの銀行口座振替サービス等に対する料金収納手数料。	スマートピットセンター、セブンイレブン、日本郵政公社、JCB	
	資金管理料金の入金・管理	・資金管理法に入金された資金管理料金を「資金管理料金特別会計」で管理。		-4(運輸支局等近傍の団体に設置する専用端末設置関連費) ・料金収納業務を委託する運輸支局等近傍の団体に、個別車両のリサイクル料金通知、リサイクル料金預託申請用の専用端末機を設置し、また、料金読取り・預託確認用の料金収納業務用窓口端末を設置するための費用等。	日立	
	(社)日本自動車工業会、日本自動車輸入組合からの入金	・資金管理法が行う業務に必要な基盤のコストである人件費・施設管理費等(全額)、情報システム機器のリース費用やメンテナンス費・外部委託費、通信費・リサイクル料金に関する普及広報に必要な費用(原則半額)を自動車製造業者等とのあらかじめの取り決めにより「資金管理料金特別会計」に入金。		-5(データセンター運営費) ・資金管理法の業務に要する自動車リサイクルシステム等の稼働・運用に必要な設備を備えたシステムオペレーションセンター運営の外部委託費。	IBM	
	金融機関からの長期資金借入	・自動車リサイクル法の本格施行に向けた準備(システム運用の準備、自動車登録情報の取得、自動車所有者等に対する理解普及活動等)に伴う資金不足の借入れを「資金管理料金特別会計」に入金。【三井住友銀行から借入】		-6(システム保守費) ・資金管理法の業務に要する自動車リサイクルシステムのシステム保守に関する費用(会計システム保守費を含む)。	日立	
	剰余金の受入れ(剰余金による資金管理業務への充当)	・剰余金のうち、資金管理業務に必要なコストに充当するものとして資金管理法が主務大臣の承認を受けたものについて、「剰余金会計」から「資金管理料金特別会計」へ入金。		-7(ファックスシステム運営費) ・預託申請等をFAXで受け付け、システムで読み取り、システムに入力する仕組みの運営の外部委託費。	IBM	
	輸出取戻手数料の入金	・リサイクル料金を預託済の中古車を輸出する自動車所有者にリサイクル料金等を返還する際、自動車所有者から、事務処理コスト相当分を輸出取戻手数料として収受し、「資金管理料金特別会計」に入金。		-8(外部ネットワーク運営費) ・自動車製造業者・輸入業者、運輸支局等近傍の団体の車検場端末、自動車登録情報等の取得先団体、JCB等収納代行機関など外部機関等との情報授受のためのネットワークの運営に関する外部委託費。	IBM	
	未使用フロン券の額面額の リサイクル料金への充当	・フロン回収破壊法におけるフロン券の券面額はリサイクル料金支払いに充当することができるが、その金額は(財)自動車リサイクル促進センターフロン特別会計から「資金管理料金特別会計」に移管される。(施行日後6ヶ月以内の申請が条件)		-9(コンタクトセンター運営費) ・自動車所有者、関係事業者等からの自動車リサイクルに関する問い合わせに対応するコールセンター、整備事業者・引取業者等のリサイクル料金等の預託関連業務を委託する事業者等による自動車リサイクルシステムへの事業者登録業務、その他オペレーション事務代行の外部委託費。	日立	
資金運用利息の獲得	・「再資源化預託金等特別会計」で管理されるリサイクル料金、情報管理料金について、「資金管理業務規程」及び「再資源化預託金等の運用の基本方針」に基づき、安全かつ確実な運用を実施し、資金運用利息を獲得。	-10(理解普及活動費 - 関係事業者向け説明会費) ・リサイクル料金預託実務を含む資金管理業務の説明会などに要する会場費、旅費交通費、説明会資料製作費等。	大日本印刷等			
「再資源化預託金特別会計」からの 払渡し等	預託されたリサイクル料金(再資源化等預託金)の払渡し	・フロン類、エアバック類、シュレッダーダストを引取った自動車製造業者、輸入業者、指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)からの払渡し請求に基づき、預託されているリサイクル料金(再資源化等預託金)に利息を付して払渡し。	-11(理解普及活動費 - 自動車所有者・ユーザー向け広報費) ・テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した自動車所有者・ユーザー向け広報活動の実施に要する費用。	博報堂		
	預託された情報管理料金(情報管理預託金)の払渡し	・引取業者からの引取報告がされた以降、情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター情報管理部)からの払渡し請求に基づき、預託されている情報管理料金(情報管理預託金)に利息を付して払渡し。	-12(資金運用管理費) ・資金管理法が保有する債券等の資産管理実務(証券の保管・管理、証券・資金の受渡し・決済、利配金・償還金の受領、資産管理台帳等の管理資料の提供など)の外部委託費。 ・資金運用等に関するコンサルタント費用、資金運用に必要な情報機器設置・利用料。	資産管理サービス 信託銀行 等		
	承認・認可済剰余金の剰余金会計への移管	・預託されたリサイクル料金・情報管理料金(再資源化預託金等)のうち輸出中古車につき返還請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要になった場合等に結果として剰余金が生じる。 ・剰余金の使途については、資金管理法が主務大臣の承認・認可を受けて、指定再資源化機関による離島対策・不法投棄対策等や、資金管理業務・情報管理業務に必要なコストへの充当、自動車所有者におけるリサイクル料金の負担軽減に利用することが可能。 ・主務大臣の承認・認可を受けた剰余金は、「再資源化預託金等特別会計」から剰余金会計(「承認済特定再資源化預託金等特別会計」)に移管。(その後使途に応じて払渡される。)	-13(各種事業費、管理費) ・その他の事業費(倉庫賃借料、委員会運営費、調査事務委託費等) ・リサイクル券等の印刷物作成・送付費 ・管理費(諸謝金(監査、弁護士費用など)、支払利息等)	会計監査: 新日本監査法人 リサイクル券等の印刷: 大日本印刷 等		
	預託済の中古車を輸出する自動車所有者にリサイクル料金等返還	・リサイクル料金等が預託されている自動車を輸出した場合には、自動車所有者はその取戻しを資金管理法に請求することが可能。 ・資金管理法は、自動車所有者からの申請に基づき、適切な輸出がなされていること等を確認し、利息を付して返還。				